

下線部は他災害と共通部分が多いもの

< 現地対策本部 ≡ EPZ 所管保健所における ICS/IAP >

ICS1. 初動体制の確立

- IAP1. 初動時の基本的な確認事項の連絡
- IAP2. 事態の推移に応じて、初動医療体制の整備
- IAP3. 県（県出先機関・保健所設置市市役所を含む。以下同じ）防災計画の確認  
県災害対策本部及び県現地対策本部の設置確認
- IAP4. 保健所内の指揮機能、保健所、職員の被災状況に応じた対応内容の決定
- IAP5. 連絡手段の確保（電話、FAX、電子メール、〇〇救急医療ネット等）

ICS2. 職員の招集等

- IAP1. 緊急連絡体制の確保
- IAP2. 緊急被ばく医療関係者招集
- IAP3. 県庁、保健所ともに職員の招集、資機材の準備
- IAP4. 緊急被ばく医療本部設置の要否の決定
- IAP5. 県緊急被ばく医療アドバイザー及び県職員の現地派遣

ICS3. 県現地対策本部との連携による指揮命令系統、関係機関との連絡体制の確立

- IAP1. 緊急被ばく医療機関への連絡
- IAP2. 消防機関への連絡：搬送体制の確保
- IAP3. 原子力災害合同対策会議（オフサイトセンター）機能班との連絡体制確立（県現地対策本部経由）

ICS4. 医療スタッフ等の要員・資機材の確保・調整等

- IAP1. （事故の規模・状況により）避難範囲、避難住民数などの把握
- IAP2. （事故の規模・状況により）必要な医療スタッフ等の人員・資機材数量の検討
- IAP3. 関係機関へ派遣要請  
（県・郡市レベルの）医師会、日赤支部、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、放射線技師会、  
災害拠点病院等への依頼
- IAP4. （国の）緊急被ばく医療派遣チームとの連携について確認
- IAP5. 要員の派遣準備、資機材の準備

ICS5. 救護所の開設指示

- IAP1. 救護所の組織、医療救護班の編成、連絡・命令系統の確認  
（運営・住民登録チーム、スクリーニングチーム、一次診断・除染チーム、救護チーム）
- IAP2. 救護所開設等の方針決定及び救護所の開設指示（県現地対策本部）
- IAP3. 救護所ごとに救護医療班を配置し、救護所を開設
- IAP4. 避難先市町村は、救護所の開設及び運営に協力
- IAP5. 救護所で発生する傷病者の搬送体制の確認

ICS6. 問診、行動調査、スクリーニング、除染、保健指導、健康相談、飲食物制限対応

- IAP1. （事故の規模・状況により）救護所における問診・行動調査項目などの確認
- IAP2. スクリーニング・除染の方法及び基準等の指示
- IAP3. 事前のFAQの整理
- IAP4. 健康相談事例の収集と現場への還元
- IAP5. 飲料水・飲食物の摂取制限について（県現地対策本部）

ICS7. 安定ヨウ素剤の調整（調剤）、搬送、配布・服用指示等

- IAP1. 丸薬の備蓄、内服液の調整（調剤）体制、薬剤の配布体制などの確認
- IAP2. 安定ヨウ素剤の服用基準・説明事項・問診票・立ち会い者の確認
- IAP3. 内服液の調整（調剤）（県現地対策本部の指示を受けて）

IAP4. 搬送、配布・服用指示（県現地対策本部の指示を受けて）

ICS8. 緊急被ばく医療の確保

IAP1. 緊急被ばく医療機関の確保

IAP2. 緊急被ばく医療を要する傷病者の輸送手段確保

ICS9. 一般医療の確保・支援

IAP1. 災害時医療・一般医療の調整

IAP2. 人員・資機材不足時、本部への支援要請

要請先（県・郡市レベルの）医師会、日赤支部、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、放射線技師会、災害拠点病院、緊急被ばく医療機関

IAP3. 医療機関及び入院患者の退避・避難の連絡調整

ICS10. 健康調査・管理（中・長期を含めて）（国や県本部から指示）

<医療救護班における ICS/IAP >

ICS11. 救護所の開設と医療救護班の配置（統括チームの設置）

IAP1. 統括チームの組織、連絡・命令系統

IAP2. 救護所（≡医療救護班）の組織、連絡・命令系統

IAP3. 救護所の開設とそれに必要な人員、資機材等の確保、調整

IAP4. 安定ヨウ素剤の配布、服用支援

IAP5. 隣接避難所との連絡体制の構築・維持

IAP6. 本部との連絡体制の構築・維持・定時連絡

IAP7. 救護所内の案内・誘導

IAP8. 医療機関等への救急搬送が必要な傷病者が発生した場合の対応

IAP9. 予期せぬ事態の報告、健康相談事例の収集と本部への報告

ICS12. 住民登録チーム

IAP1. チームの組織、連絡・命令系統

IAP2. 住民登録の実施、行動調査

ICS13. スクリーニングチーム

IAP1. チームの組織、連絡・命令系統

IAP2. 避難住民に対する一次スクリーニング

IAP3. 内部汚染の疑いがある者の鼻腔スメア採取，甲状腺スクリーニング

IAP4. 一般的傷病検査

IAP5. 問診、説明

ICS14. 一次診断・除染チーム

IAP1. チームの組織、連絡・命令系統

IAP2. 汚染が認められる者に対する除染

IAP3. 除染後の二次スクリーニング

IAP4. 問診

IAP5. 被ばく患者、除染できない汚染傷病者を被ばく医療機関へ搬送する手配

ICS15. 救護チーム

IAP1. チームの組織、連絡・命令系統

IAP2. 軽度の一般的傷病者に対する応急処置

IAP3. 健康相談窓口の開設

IAP4. 医療機関等への救急搬送が必要な傷病者が発生した場合の対応

<医療機関における ICS/IAP >

ICS16. 緊急被ばく医療機関

ICS17. 一般医療機関

<保健所、保健センターなどにおける ICS/IAP >

ICS18. 保健所等における健康相談窓口の開設

IAP1. 保健所等に健康相談窓口を設け、緊急被ばく医療機関等と連携、健康相談に対応

IAP2. 周辺地域以外の住民や通過者等から多数の問い合わせがされる場合、他の保健所においても健康相談窓口の開設

IAP3. 救護所の開設を必要としない場合、相談や検査を求めてきた時は、保健所、重点市町保健センター、緊急被ばく医療機関等で対応

ICS19. 健康調査・管理の実施（本部の指示を受けて）

ICS20. メンタルヘルス対策

IAP1. 必要性

- ・生命を脅かされるような危機や予期せぬ事態の体験
- ・被ばくや汚染が身体に影響を及ぼす不安（将来的な影響、子供への影響等を含む）
- ・五感では感じるできない放射線や放射性物質に対する不安
- ・情報の不足、不的確な情報、情報の錯綜等による不安（デマ、風評被害等を含む）
- ・避難措置等に伴う生活環境の変化への不適合

IAP2. メンタルヘルス対策の実施

IAP3. 保健所、市町保健センター、心と体の健康センターが、医療機関、メンタルヘルスの専門家、ボランティアなどと連携して対応

解説：メンタルヘルス対策の実施にあたっては、原子力災害の特徴、自然災害との共通点等を整理し、災害の形態・規模、住民の心的衝撃・精神的負担及び心理的变化等に対応した措置を行うものとするが、初動時の相談活動・対象者の把握等は、基本的に次の（１）～（４）により対応する。

なお、原子力災害時のメンタルヘルス対策には、迅速かつ的確な情報提供が有効であり、県緊急被ばく医療本部及び保健所等関係機関は、放射線による身体的な影響等を分かりやすく説明するなど情報の提供に留意する。

（１）避難住民及び周辺住民等に対する相談活動等

- ①メンタルヘルスに関する初期の相談等は、「心のケア」の強調による実効性の低下（相談への抵抗感等）に配慮し、原則として、健康相談、生活相談、一般の援助活動と一体的に実施する。
- ②具体的には、健康相談窓口（設置されていない場合は保健所）等での相談の際に、身体的不安だけでなく、精神的負担・心理変化にも配慮した対応を行い、専門的なメンタルヘルス対策が必要と考えられる住民等の把握に努める。
- ③併せて、保健所職員が中心となり、防災業務関係者、ボランティア等との協力体制を整え、一般の援助活動等を通してのメンタルヘルス対策（声かけ、精神状態の把握、情報提供等）を推進する。（不安の強い住民を把握した場合は、専門的な対応を検討する。）
- ④避難住民又は周辺住民の精神的不安が大きいと想定される場合等は、保健所職員が中心となり、住民のもとに赴いて相談活動（アウトリーチ活動）を実施する。
- ⑤原子力災害に伴う精神的負担及び心理的变化は、災害の経過とともに変化し、災害終息後にも対策の継続が必要とされる場合があるため、その変化に応じた対応にも留意する。

（２）被ばく患者に対する相談活動等

- ①被ばく患者の診療を担当する緊急被ばく医療機関が中心となり、保健所やメンタルヘルスの専門家と連

携して対応する。

- ②被ばくの程度、身体に与える影響等についての的確な情報を繰り返し説明し、被ばく者が不必要な健康不安を抱かずにすむよう配慮する。
- ③被ばく患者には、行動の制限、事情聴取・取材などによる精神的負担も想定されるため、事情聴取・取材への医師等の立会いなどの配慮等についても検討する。
- ④被ばく患者の家族に対するメンタルヘルス対策にも配慮する。

(3) 防災業務関係者、原子力施設の従事者等に対する相談活動等

- ①産業医・保健所等の協力を得て、健康診断等と組み合わせた職員のメンタルヘルス対策を実施するなど、まず、各関係機関において、業務に応じた適切な対策を講じる。
- ②防災業務関係者には、災害現場の目撃等による心的衝撃、職業上の使命感、疲労の蓄積等による精神的負担にも配慮する。原子力施設の従事者の場合は、それに加えて、災害の発生元としての自責の念、周辺住民等からの怨恨感情等の精神的負担にも配慮する。
- ③被ばく等の危険のある防災業務の場合、従事者に個人線量計を着用させ、被ばく線量を明確化する等科学的データに基づいた対応を行うことが、メンタルヘルス上も重要である。
- ④防災業務関係機関は、平常時から教育及び訓練等を実施し、職員が過度の不安を抱くことのないよう、正確な知識、対応方法等の習得に努める。

(4) メンタルヘルス対策における関係機関の役割

①防災業務関係者の役割

消防士、警察官、行政職員、放射線の専門家等の医療関係者以外の防災業務関係者（ボランティアを含む）は、それぞれの業務を適切に行いつつ、周辺住民等と個別に顔を合わせ、声をかけることなどにより安心感を与えるよう配慮する。

②医療関係者の役割

医師、看護師等の医療関係者は、防災業務関係者としての役割に加え、周辺住民等からの放射線の健康影響等に関する相談に対応する。

③メンタルヘルス専門家の役割

精神科医、精神保健福祉士、臨床心理士等のメンタルヘルスの専門家は、メンタルヘルス対策の実施にあたり、行政、医療関係者、防災業務関係者、ボランティア等に対し、総合的・専門的な助言を行う。また、主に心理的変化の非常に強いと考えられる者に対し直接援助を提供する。

参考文献

被災者を支援する人に

～支援のポイントと実技～

武蔵野大学大学院教授 小西聖子・藤森和美

平成 23 年度日本心理学会「震災からの復興のための実践活動及び研究」助成事業

①放射線の心理的影響への対応

②放射線の相談をメンタルヘルスケア提供者が受けるときに

図3 被災地住民登録票

※ 被災地住民登録票については、各市町村防災計画で規定するものであるが、市町村の参考とするため、基本的な様式を定めておく。

被災地住民登録票

第 号 平成 年 月 日 時 分 記載

1 氏名	男	明治 大正				年 月 日
	女	昭和 平成				
2 職業						年齢 満 才
3 現住所						
4 電話番号						
5 本籍地						
6 事故発生時の居場所	郡・市		町・村字		番地	
	屋内 (木造・鉄骨・コンクリート・石造)				屋外	
	事故現場からの距離				km	m
7 事故発生直後の行動	屋内	時 分頃	～	時 分頃	備考	
	屋外	時 分頃	～	時 分頃	備考	
8 現在の体調や治療中の病気の状態等						
9 汚染の程度	有・無 (有りの場合の程度)					
10 除染その他の措置状況	衣服	A	B	(携行・支給)		
	身体	A	B	C	D	
	医療措置	A	B	C	D	E
	(記載上の注意)					
	衣服の欄 A:更衣せず B:更衣 身体の欄 A:未処理 B:水により除染 C:洗剤により除染 D:特殊洗剤により除染 医療措置の欄 A:不必要 B:安定ヨウ素剤投与 C:その他の薬品投与 D:一般検査 E:精密検査(ホールディカウンタ測定等) F:治療					
11 被ばく当時の急性症状						

12 避難・退避 場所名									
13 避難・退避 期間	月 日 時～ 月 日 時								
14 避難・退避 の開始・到着 の時間（移動 手段）	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%; border:none;">開 始</td> <td style="width:50%; border:none;">到 着</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">時 分</td> <td style="border:none;">時 分</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">（ 車両 ・ 徒歩 ・ その他（</td> <td style="border:none;">）</td> </tr> <tr> <td style="border:none; text-align:center;">➔</td> <td></td> </tr> </table>	開 始	到 着	時 分	時 分	（ 車両 ・ 徒歩 ・ その他（	）	➔	
開 始	到 着								
時 分	時 分								
（ 車両 ・ 徒歩 ・ その他（	）								
➔									
15 到着までの 行動	<input type="checkbox"/> 避難するまでどこにいましたか。 （ 一次避難所・自宅・その他 ） <input type="checkbox"/> 簡易マスクをしていましたか。 （ はい ・ いいえ ） <input type="checkbox"/> 雨に濡れましたか。 （ はい ・ いいえ ）								
16 その他の参 考事項	<input type="checkbox"/> 妊娠の可能性の有無（有・無）有りの場合：最終月経の時期（ ） <input type="checkbox"/> 放射線治療や検査の実施状況 （ ）								
17 発行年月日	平成 年 月 日								
発 行 者	市町村長 印								

（この登録表について）

1. この登録票は、事故当時の行動や被ばくの状況を記録したものです。今後の医療や健康管理のための参考となるものですので、紛失しないように大切に保管してください。
2. 住所や氏名が変わったときには、すぐその旨を市町村の担当課に届けてください。
3. この登録票を紛失又は破損したときは、再交付を市町村の担当課に申し出てください。
4. この登録票は、他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。

図4 スクリーニング測定記録票

ふりがな				
1. 氏名				
2. 性別	男 明治・大正・昭和・平成 女 年 月 日			
生年月日				
3. 現住所				
4. 電話番号				
5. 検査日時	年 月 日 時 分			
6. 検査場所・測定者	場 所： 測定者：			
7. サーベイメータの形式		身体汚染スクリーニング測定結果（着用中の衣服を含む） 必要ならば図中にも記入		
8. サーベイメータの管理番号				
9. 負傷	<input type="checkbox"/> 要 救急処置 <input type="checkbox"/> 要 介護 <input type="checkbox"/> 無	部位	スクリーニング計数率	
			スクリーニングレベル 超過 (min-1)	レベル以下
10. 病気 その他 (妊娠)	<input type="checkbox"/> 要 救急処置 <input type="checkbox"/> 要 介護 <input type="checkbox"/> 処置を要しない	A (頭部)		
11. 安定ヨウ素剤の服用	有 ( 月 日 時 mg) 無	B (顔 (特に鼻腔))		
		C (両肩)		
12. 除染処置 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要		D(両手の掌)		
13. 外部被ばく推定線量当量 <sup>※</sup> 全身 mSv (注) 内部被ばく推定線量当量 <sup>※</sup> 全身 mSv (注)		E(両手の甲)		
		F (服及びズボンのポケット)		
14. 観察 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要				
15. スクリーニングレベル ○スクリーニングレベル： 40 Bq/cm <sup>2</sup>		G (その他) 靴等		

※SPEEDI ネットワークシステム等のデータにより被災者の居た地域と時間を参考にスクリーニングチームが記載する。

## 図5 安定ヨウ素剤の服用に関する説明書

(表 面)

### 安定ヨウ素剤の服用に関する説明書

○月○日○時○分、○○原子力発電所○号機で事故が発生し、現在、放射性物質（放射性ヨウ素）の放出が予想される（放出されている）ことから、これから予防的に安定ヨウ素剤を服用するものです。

以下、服用に当たっての服用対象者、服用方法など注意事項を示します。

この説明書をよく読み、医師又は配付担当者の指示に従ってください。

#### 1.服用の目的

放射性ヨウ素を吸入し、身体に取り込むと、放射性ヨウ素は甲状腺に集積するため、若年者については、放射線の内部被ばくにより甲状腺がんを発生させる可能性があります。

放射性ヨウ素の吸入前に安定ヨウ素剤を服用することにより、放射性ヨウ素の甲状腺への集積を抑制することができます。

#### 2.服用対象者

安定ヨウ素剤の服用は、40歳未満の方及び妊婦の方を対象とします。

40歳以上の方については、放射性ヨウ素による甲状腺の発がんの可能性は低いと考えられているので、服用の必要はありません。

また、授乳中の方は、授乳を中止し、代用ミルクに切り替えてください。

#### 3.安定ヨウ素剤の副反応

ヨウ素に対する特異体質（過敏症）を有する者（①～④に該当する方）が、安定ヨウ素剤を服用するとアレルギー症状（発熱、関節痛、浮腫など）を引き起こします。

これらの方は、安定ヨウ素剤の服用ができませんので、医師又は配付担当者に申し出てください。

①今までにヨウ素過敏症と言われた方

②今までに造影剤過敏症と言われた方

③今までに低補体性血管炎と言われた方

④今までにジューリング疱疹状皮膚炎と言われた方

また、安定ヨウ素剤服用後、アレルギー症状が出た方や具合が悪くなった方は、医師又は配付担当者に申し出てください。



(裏面)

4.安定ヨウ素剤の服用方法・1回服用量

区 分	服用方法・1回服用量
新生児	安定ヨウ素剤内服液 1 ml
生後1カ月以上3歳未満	安定ヨウ素剤内服液 2 ml
3歳以上13歳未満	安定ヨウ素剤丸薬 1錠 (注1)
13歳以上40歳未満	安定ヨウ素剤丸薬 2錠
40歳以上 (注2)	服用しない

(注1) 丸薬が服用できない場合は、安定ヨウ素剤内服液 3 ml を服用します。

(注2) 妊婦については、40歳以上であっても、安定ヨウ素剤丸薬 2錠を服用します。

安定ヨウ素剤内服液は紙コップ又は使い捨てスポイトで、安定ヨウ素剤丸薬は用意した水で服用します。

5.安定ヨウ素剤の服用量

上記の服用量は、放射性ヨウ素の甲状腺への集積を防ぐのに十分な量であり、これ以上の量を服用しても効果に変わりはありません。

また、誤って二重服用しないように留意してください。

6.安定ヨウ素剤の服用時期

説明後、配付担当者の指示により服用してください。指示があるまでは、服用しないで、お待ちください。

7.安定ヨウ素剤の服用回数

原則1回とします。服用の効果は1日は持続します。

8.服用後の安定ヨウ素剤及び吸入後の放射性ヨウ素

最終的に尿や便となって体外に排出されます。

9.その他

安定ヨウ素剤の服用に関し質問や不安がある場合は、医師又は配付担当者にご相談ください。

図6 安定ヨウ素剤服用に関する問診票

安定ヨウ素剤予防服用に関する問診票

記入日：平成 年 月 日 記入者：\_\_\_\_\_書類番号：\_\_\_\_\_

服用場所：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_ 性別：男・女

生年月日：明・大・昭・平 年 月 日

あなたの年齢は

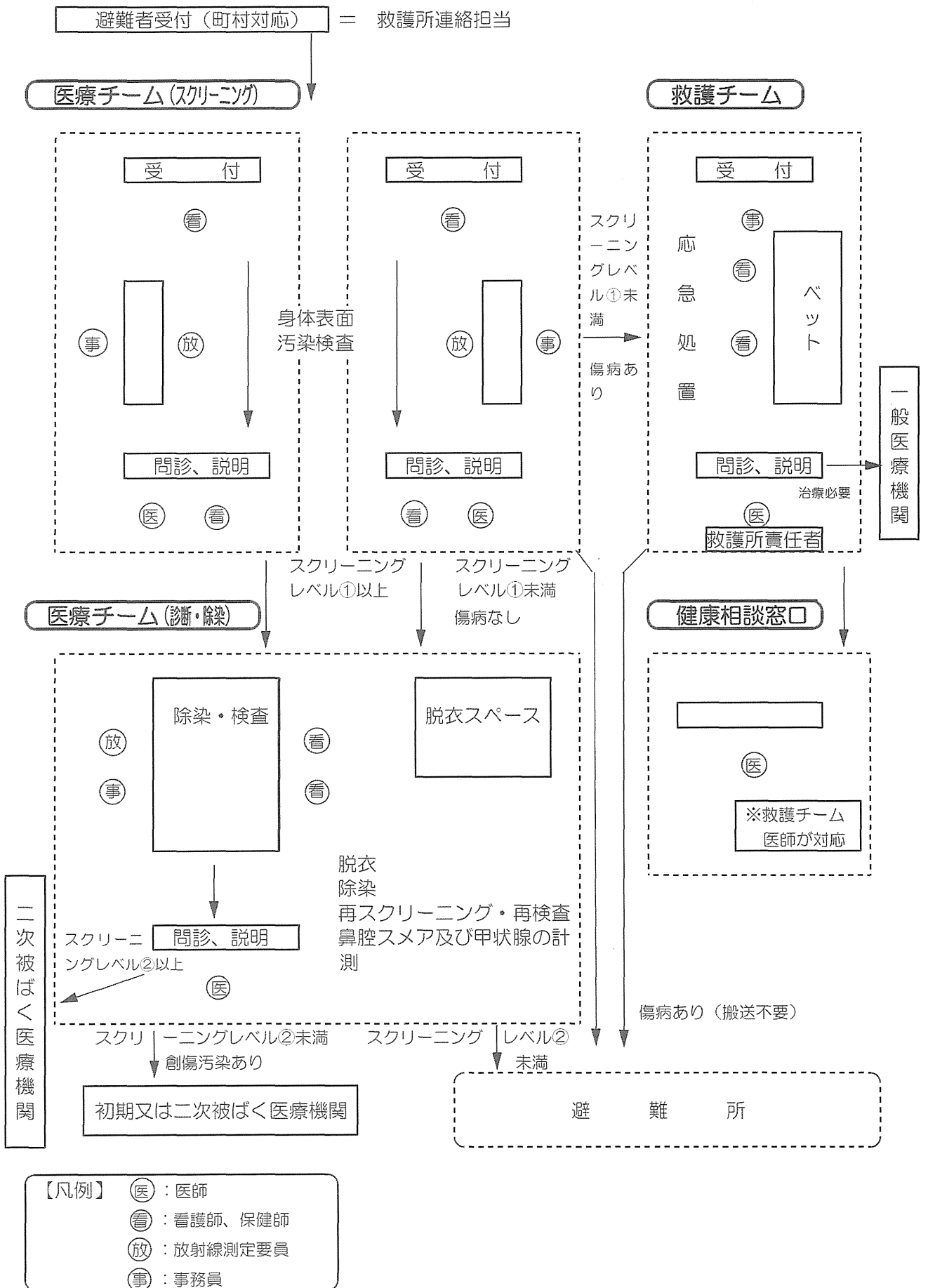
- ① 新生児
- ② 生後1カ月以上3歳未満
- ③ 3歳以上小学校就学前
- ④ 小学1年生～6年生
- ⑤ 中学1年生～40歳未満
- ⑦ 40歳以上

[女性の方にお尋ねします]	妊娠中ですか	はい	いいえ
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	授乳中ですか	はい	いいえ
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

<b>【除外基準】</b>	はい	いいえ	不明
1. 今までにヨウ素過敏症と言われたことがありますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 今までに造影剤過敏症と言われたことがありますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 今までに低補体性血管炎と言われたことがありますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 今までにジューリング疱疹状皮膚炎と言われた ことがありますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

<b>【確認事項】</b>	はい	いいえ
1. 安定ヨウ素剤の効能・効果について説明を受けましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 安定ヨウ素剤の服用方法について説明を受けましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 安定ヨウ素剤の副作用について説明を受けましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. すでに安定ヨウ素剤を服用しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

救護所での活動フロー図



救護所対応状況連絡票

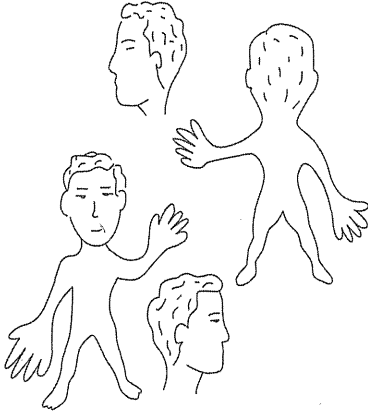
平成 年 月 日 ( ) 時 分			区分	電話・口頭・FAX・メール・その他				
受信者 (送付先)	所属		氏名					
	FAX		TEL					
発信者	所属		氏名					
	FAX		TEL					
(連絡内容) ( ) 救護所の状況について、次のとおり、情報提供・報告いたします。								
【スクリーニング結果】							(単位:名)	
対象者の 市町名	被災地住民 登録者数	検査実施 者数	汚染者数		一般負傷 者数	搬送者数	備 考	
			一次	二次				
【医療処置結果】							(単位:名)	
除染実施者数: 名、		一般医療処置実施者数: 名)						
氏 名 (所属機関・住所)	年齢・ 性別	処置内容	処置結果			備 考		
			開放 (避難所等)	搬 送	死 亡			
	歳 男・女	<input type="checkbox"/> 除染の実施( ) <input type="checkbox"/> 一般傷病負傷の処置 ( ) <input type="checkbox"/> その他( )						
		計						
【搬送】								
搬送者数: 名		※詳細については、別紙(様式13-2)のとおり。						
氏 名 (所属機関・住所)	年齢 性別	搬送理由	搬送先(日時)		備 考			
			( ) 病院	年 月 日 時 分				
( )	歳 男・女	<input type="checkbox"/> 被ばく医療に係る搬送 <input type="checkbox"/> 一般傷病負傷に係る搬送 <input type="checkbox"/> その他の理由( )						
【安定ヨウ素剤】								
		※詳細については、別紙(様式12-2)のとおり。						
配布数量	丸薬	名	丸	回収数量 ※回収時のみ	丸薬	名	丸	備 考
	内服液	名	ml		内服液	名	ml	
服用対象者から除外 された者の人数		名	(理由)	(対応)				
内部処理		口頭伝達・コピー配布・ボード記入・その他( )						
連絡事項の処理	平成 年 月 日 時 分	手段	電話・口頭・FAX・メール・その他					
(連絡状況)								

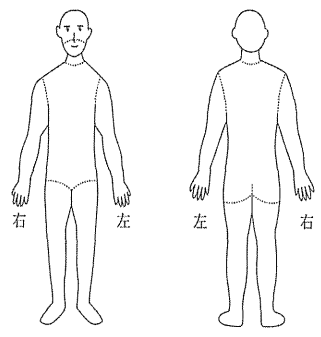
被災地住民登録・受付簿

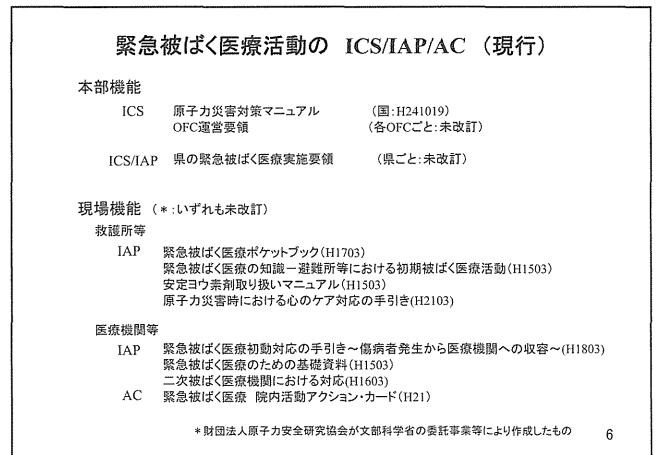
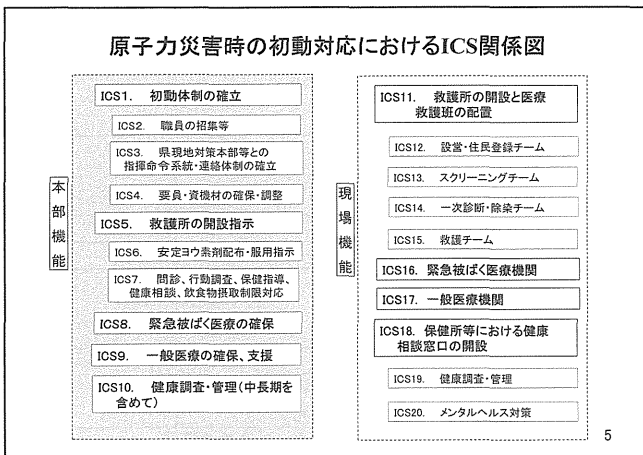
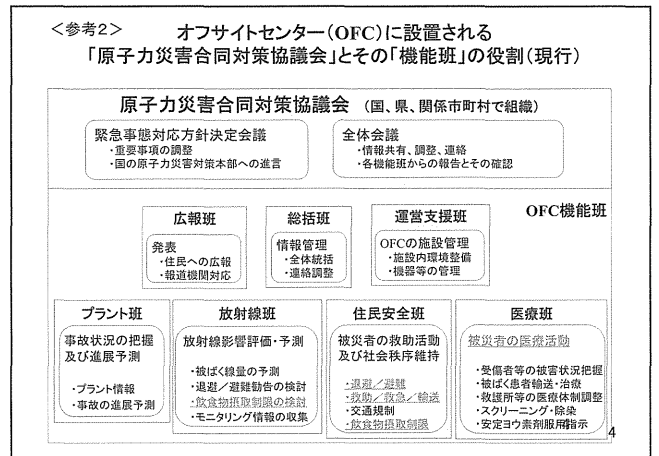
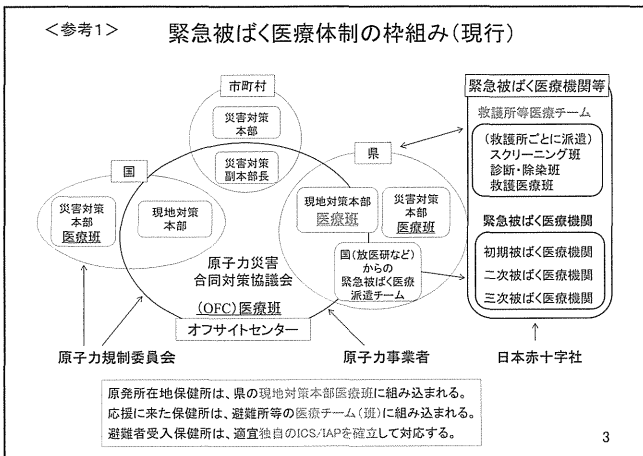
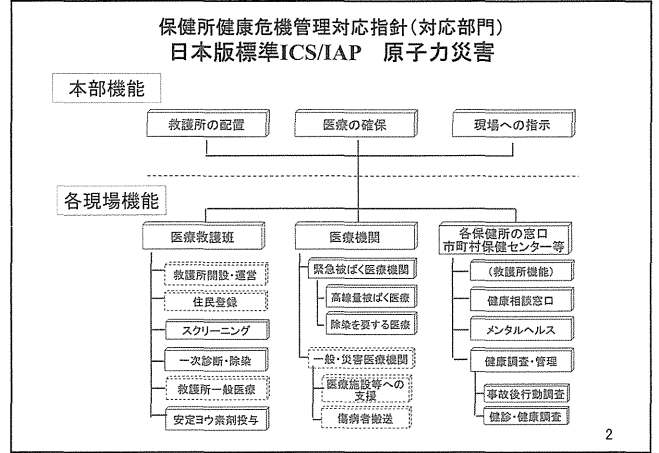
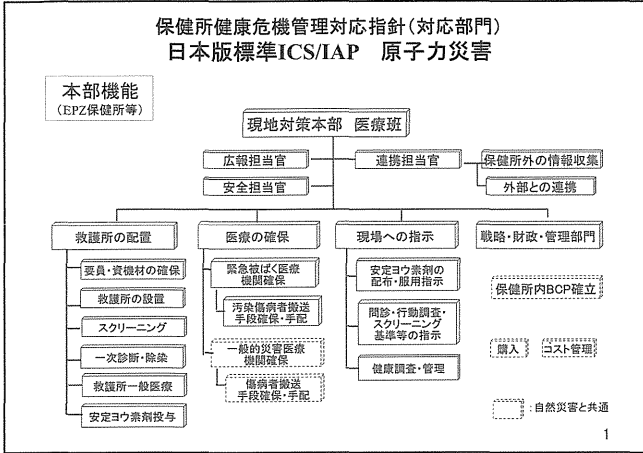
受付 番号	氏 名	住 所	汚染の程度、 処置状況	その他の負傷等の 処置状況	備考 (搬送等)
			汚 染 : 有・無 一次除染 : 有・無 除染後の処置 : 必要 ・ 不要	負傷等 : 有・無 処置等 : 有・無 応急処置後の処置 必要 ・ 不要	
			汚 染 : 有・無 一次除染 : 有・無 除染後の処置 : 必要 ・ 不要	負傷等 : 有・無 処置等 : 有・無 応急処置後の処置 必要 ・ 不要	
			汚 染 : 有・無 一次除染 : 有・無 除染後の処置 : 必要 ・ 不要	負傷等 : 有・無 処置等 : 有・無 応急処置後の処置 必要 ・ 不要	
			汚 染 : 有・無 一次除染 : 有・無 除染後の処置 : 必要 ・ 不要	負傷等 : 有・無 処置等 : 有・無 応急処置後の処置 必要 ・ 不要	
			汚 染 : 有・無 一次除染 : 有・無 除染後の処置 : 必要 ・ 不要	負傷等 : 有・無 処置等 : 有・無 応急処置後の処置 必要 ・ 不要	
			汚 染 : 有・無 一次除染 : 有・無 除染後の処置 : 必要 ・ 不要	負傷等 : 有・無 処置等 : 有・無 応急処置後の処置 必要 ・ 不要	
			汚 染 : 有・無 一次除染 : 有・無 除染後の処置 : 必要 ・ 不要	負傷等 : 有・無 処置等 : 有・無 応急処置後の処置 必要 ・ 不要	
			汚 染 : 有・無 一次除染 : 有・無 除染後の処置 : 必要 ・ 不要	負傷等 : 有・無 処置等 : 有・無 応急処置後の処置 必要 ・ 不要	
			汚 染 : 有・無 一次除染 : 有・無 除染後の処置 : 必要 ・ 不要	負傷等 : 有・無 処置等 : 有・無 応急処置後の処置 必要 ・ 不要	
			汚 染 : 有・無 一次除染 : 有・無 除染後の処置 : 必要 ・ 不要	負傷等 : 有・無 処置等 : 有・無 応急処置後の処置 必要 ・ 不要	
			汚 染 : 有・無 一次除染 : 有・無 除染後の処置 : 必要 ・ 不要	負傷等 : 有・無 処置等 : 有・無 応急処置後の処置 必要 ・ 不要	
			汚 染 : 有・無 一次除染 : 有・無 除染後の処置 : 必要 ・ 不要	負傷等 : 有・無 処置等 : 有・無 応急処置後の処置 必要 ・ 不要	

## 除染後の残存汚染記録票

本人記入欄 (記入日 年 月 日)			
ふりがな 氏名	男 女 妊婦	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生 歳
現住所	(TEL)		

医師記入欄	
<p>1. 避難者の状態</p> <p>外傷 あり なし (切り傷 刺し傷 すり傷 挫傷)</p> <p>骨折 あり なし</p> <p>意識障害 あり なし</p> <p>呼吸障害 あり なし</p> <p>精神安定</p> <p>その他</p>	
<p>2. 救急処置</p>	
<p>3. 安定ヨウ素剤服用状況</p> <p>有 ( 月 日 時 )</p> <p>無</p>	
医師氏名	(サイン)
<p>4. 今後の措置 不要・必要 (医療措置、内部被ばく評価)</p>	
<p>5. 総合所見</p>	
医師氏名	(サイン)

線量評価記入欄								
測定時刻		年 月 日 時 分						
サーバイメータの種類								
サーバイメータの管理番号								
B . G . レベル		min <sup>-1</sup>	μSv/h					
残 存 汚 染 検 査	身体汚染スクリーニングレベル		min <sup>-1</sup>					
	サーバイ結果							
		除染前		第1回	第2回			
	部位	min <sup>-1</sup>						
	傷部							
	頭部							
	顔面							
	鼻腔							
	手部							
	腹部							
脚部								
甲状腺	μSv/h							
測定者氏名			(サイン)					
線 量 評 価	内部被ばく	皮膚汚染	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">所見</td> </tr> <tr> <td>1. 着衣の交換 必要・不要</td> </tr> <tr> <td>2. 皮膚汚染の措置 必要・不要</td> </tr> <tr> <td>3. 内部被ばく評価 必要・不要</td> </tr> <tr> <td>4. コメント</td> </tr> </table>	所見	1. 着衣の交換 必要・不要	2. 皮膚汚染の措置 必要・不要	3. 内部被ばく評価 必要・不要	4. コメント
	所見							
	1. 着衣の交換 必要・不要							
2. 皮膚汚染の措置 必要・不要								
3. 内部被ばく評価 必要・不要								
4. コメント								
推定ヨウ素残留量*	有							
推定全身線量**	無							
	kBq	mSv						
<p>*換算係数: K= [ kBq/(μSv/h) ]</p> <p>推定ヨウ素残留量 = (S-B.G.) × K</p> <p>**SPEEDIの情報等から推定</p>								
評価者氏名			(サイン)					



ICS/IAP 目次 原子力災害編

必要セクション	必要機能	平時	特定事象発生直後	緊急事態宣言	初期	中期	
県現地对策本部医療班	ICS1. 初動体制の確立	初動時の基本的な確認事項の連絡					
		初動医療体制の整備					
		防災計画の確認					
		防災計画、本部設置の確認					
		職員の被災状況に応じた対応内容の決定					
		連絡手段の確保					
	ICS2. 職員の招集等			緊急連絡体制の確保			
				緊急被ばく医療関係者招集			
				職員の招集、資機材の準備			
				緊急被ばく医療本部設置の要否の決定			
				県緊急被ばく医療アドバイザー及び県職員の現地派遣			
	ICS3. 指揮命令系統、関係機関との連絡体制の確立				緊急被ばく医療機関への連絡		
					消防機関への連絡：搬送体制の確保		
					対策会議機能班との連絡体制確立		
	ICS4. 医療スタッフ等の要員・資機材の確保・調整等				避難範囲、避難住民数などの把握		
					必要な医療スタッフ等の人員・資機材数量の検討		
					関係機関へ派遣要請		
					派遣チームとの連携の確認		
	ICS5. 救護所の開設指示				要員の派遣準備、資機材の準備		
					現地作業チームの標準的な班編成		
					救護所開設等の方針決定		
					救護所の開設を指示		
					救護所を開設		
	ICS6. 安定ヨウ素剤の配布・服用指示等				市町村への開設及び運営に協力依頼		
					傷病者搬送体制の確認		
					丸薬の備蓄、内服液の調整準備、配布体制などの確認		
					安定ヨウ素剤の服用基準・説明事項・問診票・立ち会い者の確認		
	ICS7. 問診、行動調査、保健指導、健康相談、飲食物制限対応				内服液の調整		
					搬送、配布、服用指示		
					救護所における問診・行動調査項目などの確認		
					事前のFAQの整理		
						事例の収集と現場への還元	
	ICS8. 緊急被ばく医療の確保					飲料水・飲食物の摂取制限	
					緊急被ばく医療の調整		
						傷病者の輸送手段確保	



必要セクション	必要機能	平時	特定事象発生直後	緊急事態宣言	初期	中期
県現地対策本部医療班	ICS9. 一般医療の確保・支援				災害時医療・一般医療の調整	
					人員・機材不足時、本部への支援要請	
					医療機関及び入院患者の退避・避難の連絡調整	
	ICS10. 健康調査・管理					健康調査実施指示
統括チーム	ICS11. 救護所の開設と医療救護班の配置			役割の確認		
				本部との連絡体制の構築・維持・定時連絡		
				安定ヨウ素剤配布・投与に関する連絡調整		
					健康相談事例の収集と本部への報告	
設営・住民登録チーム	ICS12. 設営・住民登録				一般的傷病検査	
					定時報告・連絡	
					必要な人員、資機材等の確保、調整	
					住民登録の実施、行動調査	
					傷病者が発生した場合の対応	
					安定ヨウ素剤配布・投与に関する連絡調整	
スクリーニングチーム	ICS13. スクリーニング				被ばく患者、除染できない汚染傷病者を被ばく医療機関へ搬送する手配	
					一次スクリーニング	
					鼻腔スミア採取、甲状腺スクリーニング	
					一般的傷病検査	
					問診、説明	
					傷病者が発生した場合の対応	
一次診断・除染チーム	ICS14. 一次診断・除染				緊急被ばく医療機関等と連携、健康相談	
					汚染が認められる者に対する除染	
					除染後の二次スクリーニング	
					問診	
救護チーム	ICS15. 救護				被ばく医療機関へ搬送する手配	
					傷病者に対する応急処置	
					健康相談窓口の開設	
緊急被ばく医療機関	ICS16. 緊急被ばく医療機関				傷病者が発生した場合の対応	
	ICS17. 一般医療機関				傷病者の受け入れ	
保健所健康相談班	ICS18. 保健所等における健康相談窓口の開設				傷病者の処置	
					健康相談に対応	
		ICS19. 健康調査・管理の実施（本部の指示を受けて）				他の保健所においても健康相談窓口の開設
	ICS20. メンタルヘルス対策					メンタルヘルス相談

参考1 特定事象発生とは、①原子力事業所の境界付近において、空間放射線量率が1地点で5  $\mu$  Sv/h以上が10分以上継続するか、または2地点以上で同時に5  $\mu$  Sv/h以上を検出。②事業所の境界付近において5  $\mu$  Sv/h以上に相当するような放射性物質の放出等。

参考2 緊急事態宣言とは、①原子力事業所の境界付近において、空間放射線量率が1地点で500  $\mu$  Sv/h以上が10分以上継続するか、または2地点以上で同時に500  $\mu$  Sv/h以上を検出。②事業所の境界付近において500  $\mu$  Sv/h以上に相当するような放射性物質の放出等。

# 「地域健康安全・危機管理システムの機能評価及び質の改善に関する研究」 原子力分野研究報告書

分野研究者名 竹之内直人（愛媛県中予保健所長）

研究協力者名 相田一郎（北海道帯広保健所長） 荒木均（茨城県ひたちなか保健所長） 岩本治也（福岡県保健医療介護部保健衛生課企画監） 中里栄介（佐賀県杵藤保健所長） 緒方剛（茨城県筑西保健所長） 岡田就将（厚生労働省 健康局総務課 地域保健室室長補佐） 永田充生（文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室放射線安全企画官） 明石真言（放射線医学総合研究所理事） 児玉和紀（財団法人放射線影響研究所 主席研究員） 米山克俊（日本公衆衛生協会総務課長） 北川定謙（日本公衆衛生協会名誉会長） 多田羅浩三（日本公衆衛生協会会長）

アドバイザー：桐生康生（環境省環境保健部参事官） 金谷泰宏（国立保健医療科学院・健康危機管理研究部部長）

**要旨：**東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴い、原子力災害の健康危機に適切に対応できる「日本版標準 ICS 原子力分野」を作成するために、平成 24 年度は「原発事故後の保健所の活動等に関する調査」を実施した。

キーワード：原子力災害、スクリーニング、保健所

## A. 目的

福島での原子力災害の際、緊急時保健所活動の全国調査の結果、スクリーニングが住民の健康不安を取り除くための迅速かつ確かな方法であることがわかった。また作業を支援するため全国の保健所から応援チームが派遣された。

派遣された保健所は原発非立地県も参加したが、訓練や研修の経験がなく、不安を抱えたまま活動を余儀なくされた。

今年度は、事故後全国の保健所の被ばく医療対策の現状について調査した。

## B. 方法

1) 「原発事故後の保健所の活動等に関する調査」アンケート調査（平成 24 年 9 月実施、都道府県・政令市など 52 自治体の保健所長会長を対象、回答率 71%）

## C. 結果

原発非立地県で新規 6 県、（計 24 県）に重点地区を設定。機材は線量計などが新規整備。職員の研修は新規 12 県、計 29 県が参加、職種は全職種。職員による講習会は主催・派遣を含め倍増。訓練は保健所・市町の参加の増加を含めて 25 県が参加。内容

はスクリーニングに加え、緊急時モニタリング・救護所設置・ヨウ素配布・住民の行動調査・健康相談を実施。食品検査は 22 の保健所・14 の他機関が実施。健康影響調査は 4 保健所で実施。支援体制は保健所間、医師会等関係機関、災害拠点病院、DMAT など立地県においてはいずれも整備済。ヨウ素剤配布は国の指示により県が決定し所長の関与はない。

救護所の数や場所は 25 県で見直し。近隣県との協力は新規 9 県（計 24 件）がある。

原発有（13）・無（13）自治体の比較は、訓練・研修の参加や、ヨウ素剤配布の取り決めに差があり、また健康影響調査や食品の放射線検査への関与には差がなかった。

## D. 考察

昨年の調査の結果から課題は、1) 事前の準備 原子力災害の対応のための職員の研修・基礎的知識の習得と共有、放射線技師など専門職の配置、機器整備、事故発生時の体制確保（スクリーニング体制、相談窓口の体制、市町や関係機関との役割分担）、2) 事故直後の対応 スクリーニング開始、健康相談窓口の開設、救護所の開設、避難所の支援（心身の健康管理）、住民への安全の周知（リスク・

コミュニケーション：国・県対策本部からの、正確な被ばくの程度、汚染の状況、モニタリング情報)があった。

今回の調査で、原発無においても6計24の自治体で重点地区が設定され、事前の準備や、事故直後の対応に改善が図られたと推測できる。

国の施策が今後決定されるが、また日本版標準ICS原子力分野を活用し、特に原発有の自治体の保健所においては各自治体での緊急被ばく医療実施要領を熟知し、事故の際に備えなければならない。国や、都道府県の原子力防災計画の見直しの結果を踏まえて、さらにICSを充実させていきたい。

## G. 研究発表

1. 論文発表 緒方剛、「原子力災害における保健所の役割」、医学書院・公衆衛生：76巻112号、951 - 956、2012

### 2. 学会発表

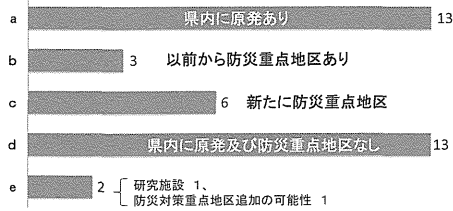
荒木均：特別企画シンポジウム「原子力災害と保健所の役割」第53回日本社会医学会「原子力災害と保健所の役割」2012.7

緒方剛、他：ミニシンポジウム「原子力発電所事故と健康リスクへの公衆衛生対応」第71回日本公衆衛生学会総会、山口。日本公衛誌 59 (10 特別付録)：160、2012.10.

竹之内直人、他：「原発事故直後の保健所活動～全国調査の結果から」、第71回日本公衆衛生学会総会、山口。日本公衛誌 59 (10 特別付録)：488、2012.10.

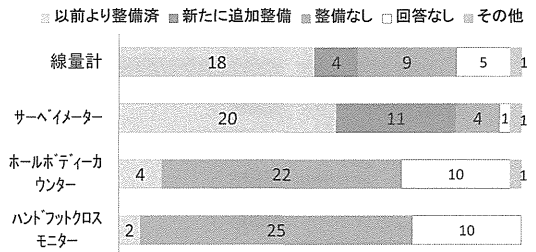
## H. 知的財産権の出願・登録状況 なし

### 1. 県内の原子力発電所や防災重点地域の状況について



- a. 県内に原子力発電所がある。
- b. 県内に原子力発電所はないが、以前から県内に防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲があった。
- c. 県内に原子力発電所はないが、先の事故後、新たに県内に防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲が加わった。
- d. 県内に原子力発電所はなく、現在も県内に防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲はない。
- e. その他

### 2. 保健所への放射線量測定装置の整備について



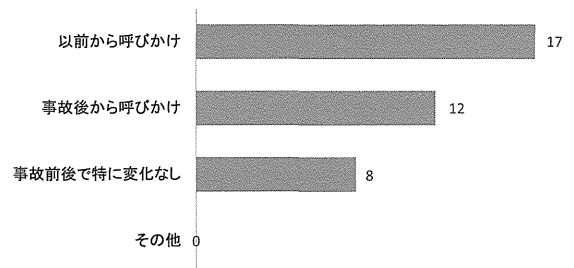
- 【その他の回答】
- ・サーベイメーター及びゲルマニウム半導体検出器が、衛生環境研究所に追加配備されている。
  - また、保健所には上記の他、モニタリングポストは追加配備されている。
  - ・福島原発事故後、以前は設置されていた環境モニタリングポスト1台が保健所管内に新たに設置された。
  - ・ホールボディカウンターについては、県立中央病院に配備されている。

### 3. 先の事故後の新たな保健所職員の配置について

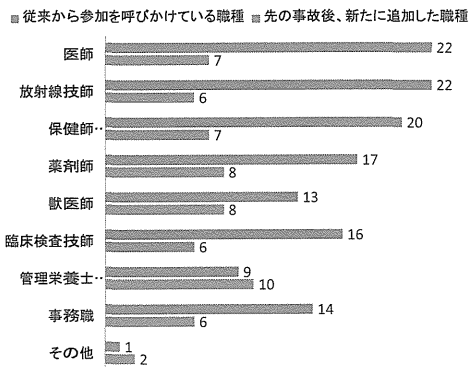


- 新潟県  
嘱託員 1名配置  
業務内容: 市町立学校及び保育所等の給食用食材放射線物質  
スクリーニング測定

### 4-1. 保健所職員の研修への「参加の呼びかけ」について



### 4-2. 保健所職員の研修への参加の呼びかけについて(2)



### 4-3. 「保健所が主催」または「保健所職員を講師として派遣要請がある」研修会・講習会について(2)

